

報道発表資料の配付日時 11月20日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(素案)に係る道民意見提出手続の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づき策定する「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(素案)について、道民意見提出手続を下記のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和6年11月26日(火)～令和6年12月26日(木)</p> <p>2 計画(素案)の閲覧場所 (1) 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/203777.html (2) 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (3) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (4) 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー (5) 各総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課並びに各振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び地域保健室企画総務課</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール等にて、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課宛て送付</p> <p>※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>配付資料</p> <p>1 道民意見提出手続の意見募集要領 2 北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の素案の概要 3 北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の素案の概要(やさしい版)</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	ホームページは、11月26日(火)より公開します。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課(担当者:田口) TEL ダイヤルイン 011-206-0368 内線 38-924		
-------------	--	--	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和6年11月26日

(意見募集開始日)

- 1 計画等の案の名称
北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道新型インフルエンザ等行動計画の素案の概要
 - (2) 北海道新型インフルエンザ等行動計画の素案の概要（やさしい版）※こども向け
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ（保健福祉部感染症対策課、子ども政策企画課ホームページ）に掲載
（感染症対策課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/203777.html>）
（子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>）
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
ア 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課（道庁7F）
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
エ 各総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課並びに各振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び地域保健室企画総務課
※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間
令和6年11月26日（火）～令和6年12月26日（木）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課（戦略推進係）
 - (2) ファクシミリ 011-206-0738
 - (3) 電子メール kansen.taisaku@pref.hokkaido.lg.jp
 - (4) 電子申請サービス <https://www.harp.lg.jp/xG3Xmd9S> ※こども向け
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和7年2月（下旬）頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部感染症対策局感染症対策課（戦略推進係）

電話 011-206-0368

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画の素案の概要

計画策定の趣旨等

- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下（特措法）という。）第7条の規定に基づく、北海道の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画であり、令和6年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき策定。

計画の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と道行動計画

- 感染症危機を取り巻く状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、政府や道の感染症危機管理体制、新型コロナウイルス感染症対応での経験など、道の行動計画策定にあたっての背景や経過等を記載。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 対策の目的と基本的な考え方や感染症危機における有事のシナリオ、対策実施上の留意事項、対策推進のための役割分担、対策項目、実効性の確保など、基本的な方針等を記載。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方

項目	主な内容 ※ 時期区分を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて対策項目ごとに記載 (<table border="1" data-bbox="558 1344 1460 1489"><tr><td>準備期</td><td>: 国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで</td></tr><tr><td>初動期</td><td>: 発生情報を探知して以降、基本的対処方針が実行されるまで</td></tr><tr><td>対応期</td><td>: 基本的対処方針が実行されて以降</td></tr></table>)	準備期	: 国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	初動期	: 発生情報を探知して以降、基本的対処方針が実行されるまで	対応期	: 基本的対処方針が実行されて以降
準備期	: 国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで						
初動期	: 発生情報を探知して以降、基本的対処方針が実行されるまで						
対応期	: 基本的対処方針が実行されて以降						
1 実施体制	<table border="1" data-bbox="523 1523 1316 1657"><tr><td>準備</td><td>有事の際に機能する指揮命令系統の構築、実践的な訓練の実施</td></tr><tr><td>初動</td><td>道連絡本部を設置し、初動対応を迅速に実施</td></tr><tr><td>対応</td><td>各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備</td></tr></table>	準備	有事の際に機能する指揮命令系統の構築、実践的な訓練の実施	初動	道連絡本部を設置し、初動対応を迅速に実施	対応	各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備
準備	有事の際に機能する指揮命令系統の構築、実践的な訓練の実施						
初動	道連絡本部を設置し、初動対応を迅速に実施						
対応	各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備						
2 情報収集・分析	<table border="1" data-bbox="523 1691 1308 1825"><tr><td>準備</td><td>情報内容の整理や把握手段の確保</td></tr><tr><td>初動</td><td>新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報を収集・分析</td></tr><tr><td>対応</td><td>医療提供体制や生活経済に関する情報を含めた収集・分析</td></tr></table>	準備	情報内容の整理や把握手段の確保	初動	新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報を収集・分析	対応	医療提供体制や生活経済に関する情報を含めた収集・分析
準備	情報内容の整理や把握手段の確保						
初動	新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報を収集・分析						
対応	医療提供体制や生活経済に関する情報を含めた収集・分析						
3 サーベイランス	<table border="1" data-bbox="523 1859 1268 1982"><tr><td>準備</td><td>感染症サーベイランスの実施体制を構築</td></tr><tr><td>初動</td><td>必要な感染症サーベイランスを実施</td></tr><tr><td>対応</td><td>発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施体制を見直し</td></tr></table>	準備	感染症サーベイランスの実施体制を構築	初動	必要な感染症サーベイランスを実施	対応	発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施体制を見直し
準備	感染症サーベイランスの実施体制を構築						
初動	必要な感染症サーベイランスを実施						
対応	発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施体制を見直し						

4 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 準 感染症に関する普及啓発の実施、リスクコミュニケーション体制の整備 <input type="checkbox"/> 初 科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有 <input type="checkbox"/> 対 対策に対する理解を深め、道民が適切な行動をとれるよう促す
5 水際対策	<input type="checkbox"/> 準 国(検疫所)の訓練に参加するなど連携体制を構築 <input type="checkbox"/> 初 国(検疫所)と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施 <input type="checkbox"/> 対 引き続き、居宅等待機者等に対して健康監視を実施
6 まん延防止	<input type="checkbox"/> 準 有事におけるまん延防止措置についての理解促進 <input type="checkbox"/> 初 まん延時に迅速な対応がとれるよう準備 <input type="checkbox"/> 対 まん延防止対策を実施し、感染拡大のスピードやピークを抑制
7 ワクチン	<input type="checkbox"/> 準 接種体制の構築に向けた準備 <input type="checkbox"/> 初 医療従事者の確保など接種体制の構築 <input type="checkbox"/> 対 構築した接種体制に基づき迅速に接種を進める
8 医療	<input type="checkbox"/> 準 医療措置協定等を締結し医療提供体制を確保 <input type="checkbox"/> 初 相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 <input type="checkbox"/> 対 新型インフルエンザ等以外の患者を含めて適切な医療を提供
9 治療薬・治療法	<input type="checkbox"/> 準 抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄 <input type="checkbox"/> 初 治療薬の流通管理及び適正使用の要請 <input type="checkbox"/> 対 治療薬の安定的な供給が難しい場合には、適時かつ公平に配分
10 検査	<input type="checkbox"/> 準 発生時に向けた検査体制の整備や人材の育成 <input type="checkbox"/> 初 検査体制を整備し、患者の早期発見や流行状況を把握を行う <input type="checkbox"/> 対 感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた検査体制を整備
11 保健	<input type="checkbox"/> 準 感染症サーベイランスや研修・訓練等の実施 <input type="checkbox"/> 初 保健所等における人員確保など、有事体制への移行準備を進める <input type="checkbox"/> 対 相談対応や検査・サーベイランスなどの業務に必要な体制を確保
12 物資	<input type="checkbox"/> 準 感染症対策物資等の備蓄の促進 <input type="checkbox"/> 初 協定締結医療機関の備蓄状況を確認し、必要量を確保 <input type="checkbox"/> 対 協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認し、物資を確保
13 道民生活及び 社会経済の安定の確保	<input type="checkbox"/> 準 事業者や道民に対し、必要な備えについて情報提供・共有 <input type="checkbox"/> 初 事業者や道民に対し、感染対策の準備等と呼び掛け <input type="checkbox"/> 対 事業者や道民生活への影響を緩和するため、必要な支援等を実施



ほっかいどうしんがた 北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

そあん がいよう ばん
素案の概要 (やさしい版)



1 計画の名前は？

ほっかいどうしんがた
北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

2 計画の目的は？

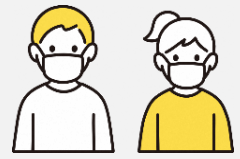
しんがた
新型コロナウイルス感染症のような新しい感染症が発生したとき
に、皆さんの命と健康を守り、皆さんの生活や仕事への影響を小さくするために、北海道が行う対策をまとめました。

3 計画にはどんなことが書かれているの？

- 事前^{じぜん}に役割分担^{やくわりぶんたん}やどんなことをするかをきめます。また、感染症^{かんせんしょう}が発生^{はっせい}したらすぐに動けるようにしておきます。
- 新しい感染症^{かんせんしょう}がどんなものなのか、どれくらい広がっているかなどの情報^{じょうほう}を集めて調べます。
- 皆さん^{みな}が思っていること^{おも}や感じていることなども汲み取りながら、新しい感染症^{かんせんしょう}の正しい情報^{じょうほう}を、テレビやインターネット、SNS など色々な方法^{いろいろうほうほう}で皆さん^{みな}に届^{とど}けます。



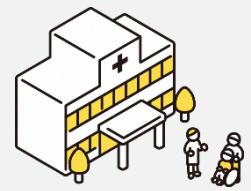
💊 できるだけ皆さんの生活や仕事への影響が出ないようにしながら、感染が広がらないように対策を行います。



💊 新しい感染症が発生したときに、すぐに必要な方がワクチンを接種できるように、しっかりと準備します。



💊 感染が広がったときでも、皆さんが安心して治療を受けられるように、病院と協力して対応します。



💊 感染した方を素早く見つけるため、検査する体制や機器などを準備します。



💊 感染した方に質問などを行い、感染がどのように広がっているかを調べます。



💊 薬やマスクなどが足りなくならないように準備します。



4 意見の出し方は？

パソコンやスマートフォンなどから簡単な手続きで意見を出すことができます。

【URL】 <https://www.harp.lg.jp/xG3Xmd9S>

二次元コードはコチラ →

